

公民館総合補償制度ご加入の皆様へ

エコー総合補償サービス株式会社

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う公民館総合補償制度特別措置のご案内

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出を受け、2021年度も公民館総合補償制度への継続加入を希望される公民館の皆様が、新型コロナウイルス感染症の影響により4月末日までに手続きが出来なかった場合、加入を希望される公民館の皆様が不利益が生じないよう保険会社および全国公民館連合会が実施する下記の特別措置を適用します。

なお、この特別措置を適用した場合、2021年度契約（5月1日から1年間）について6月末までにご継続手続きをする必要がありますのでご注意ください。

### 【特別措置】

#### 1. 特別措置の適用対象

- (1) 公民館総合補償制度への継続加入を希望される公民館の皆様が、新型コロナウイルス感染症の影響(※1)により、加入手続きが出来なかった場合。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で弊社が通常の公民館総合補償制度募集業務が出来なくなったために、公民館総合補償制度への継続加入を希望される公民館の皆様が、加入手続きを行うことが出来なかった場合。  
※1 新型コロナウイルスに感染したという直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合など、通常の継続手続きが困難になるような間接的影響を受けた場合を含みます。

#### 2. 特別措置の内容

- (1) 下記の猶予期日まで、加入申込書の提出および掛金払い込みが猶予されます。
- (2) 2021年5月1日以降下記の猶予期日まで、2020年度にご加入の契約と同じ内容で補償が継続されます。(※2)  
※2 職員災害補償の加入者を追加・変更される場合など、ご加入内容を変更される場合は、必ず4月末日までに手続きしていただく必要がありますので、ご注意ください。

#### 3. 特別措置適用地域

全国（緊急事態宣言が発出されている地域に限りません。）

#### 4. 猶予期日

2021年6月30日(水)

【お問合せ】 本件についてご不明の点がありましたら下記のところまでご照会ください。

エコー総合補償サービス(株) (電話) 0120-636-717(通話料無料/受付時間・平日 9:40~17:00)  
(FAX) 0120-226-916(通話料無料)